



福岡医発第2057号（地）

令和6年10月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正等について

令和6年9月25日付け令和6年厚生労働省告示第303号をもって療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等が改正された旨、日本医師会より通知がありました。

概要については、下記のとおりです。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

1 揭示事項等告示の一部改正について

揭示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」であるビメキズマブ製剤について、「四週間に一回投与する場合に限る」を「四週間を超える間隔で投与する場合を除く」に改めたものであること。

2 関係通知の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」（令和5年4月28日付け保医発0428第3号）の記の3の①中「4週間に1回投与する場合に限ること」を「4週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと」に改める。

以上

（添付資料）

1. 官報（令6.9.25 第1312号抜粋）
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について（令6.9.25 保医発0925第3号 厚生労働省保険局医療課長）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第1215号（保険）
令和 6 年 10 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正等について

令和 6 年 9 月 25 日付け令和 6 年厚生労働省告示第 303 号をもって療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等が改正されたところですが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1 揭示事項等告示の一部改正について

揭示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」であるビメキズマブ製剤について、「四週間に一回投与する場合に限る」を「四週間を超える間隔で投与する場合を除く」に改めたものであること。

2 関係通知の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」（令和 5 年 4 月 28 日付け保医発 0428 第 3 号）の記の 3 の①中「4 週間に 1 回投与する場合に限ること」を「4 週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと」に改める。

(添付資料)

1. 官報 (令 6.9.25 第 1312 号抜粋)
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について
(令 6.9.25 保医発 0925 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)

う。第五項に規定する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程を卒業した者及びこれに相当する者として厚生労働大臣が定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（次項において「被保護者」という。）のうち中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者であつて、専修学校の一般課程、各種学校又は公共職業能力開発施設を卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるものとする。

2 令第五項に規定する大学又は専修学校の専門課程に入学した者及びこれに相当する者として厚生労働大臣が定めるものは、被保護者のうち高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は前項に規定する専修学校の一般課程、各種学校若しくは公共職業能力開発施設を卒業し、又は修了した者であつて、専修学校の一般課程又は各種学校を卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるものとする。

2 令第四項に規定する大学又は専修学校の専門課程に入学した者及びこれに相当する者として厚生労働大臣が定めるものは、被保護者のうち高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は前項に規定する専修学校の一般課程、各種学校若しくは公共職業能力開発施設を卒業し、又は修了した者であつて、専修学校の一般課程又は各種学校を卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるものとする。

○厚生労働省告示第三百三三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年九月二十五日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 土屋 品子
(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
第十 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準	第十 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準	第十 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準	第十 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準
準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準
準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^注、回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロニン製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン₁製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグヒソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニル^注エン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^注、回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロニン製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン₁製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグヒソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニル^注エン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム

ム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビ
プロフェンアキセチル製剤、メトクロプ
ラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、
ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチ
ルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダ
リムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅
血液透析又は在宅腹膜透析を行っている
患者のうち腎性貧血状態にあるものに対
して使用する場合には限る。）、ダルベポ
エチン（在宅血液透析又は在宅腹膜透析
を行っている患者のうち腎性貧血状態に
あるものに対して使用する場合には限る。）、
テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン
塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、
セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマ
ブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセ
プト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブ
リン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注
射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性
側索硬化症患者に対して使用する場合に
限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、
グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セ
クキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プ
ロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ
リムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴ
リムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ
チバント製剤、サリルマブ製剤、デユピ
ルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製
剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロ
コルチゾンコハク酸エステルナトリウム
製剤、遺伝子組換えヒト von
Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、
アガルシダーゼ アルファ製剤、アガル
シダーゼ ベータ製剤、アルグルコシ
ダーゼ アルファ製剤、イデユルスル
ファーズ製剤、イミグルセラール製剤、

ム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビ
プロフェンアキセチル製剤、メトクロプ
ラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、
ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチ
ルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダ
リムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅
血液透析又は在宅腹膜透析を行っている
患者のうち腎性貧血状態にあるものに対
して使用する場合には限る。）、ダルベポ
エチン（在宅血液透析又は在宅腹膜透析
を行っている患者のうち腎性貧血状態に
あるものに対して使用する場合には限る。）、
テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン
塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、
セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマ
ブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセ
プト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブ
リン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注
射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性
側索硬化症患者に対して使用する場合に
限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、
グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セ
クキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プ
ロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ
リムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴ
リムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ
チバント製剤、サリルマブ製剤、デユピ
ルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製
剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロ
コルチゾンコハク酸エステルナトリウム
製剤、遺伝子組換えヒト von
Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、
アガルシダーゼ アルファ製剤、アガル
シダーゼ ベータ製剤、アルグルコシ
ダーゼ アルファ製剤、イデユルスル
ファーズ製剤、イミグルセラール製剤、

エロスルファーズ アルファ製剤、ガル
スルファーズ製剤、セベリパーゼ アル
ファ製剤、ベラグルセラール アルファ
製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ
製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレ
ルギー性鼻炎の治療のために使用する場
合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラ
リズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ
ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、
オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、
エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩
製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人
C1-インアクチベーター製剤、フレマ
ネズマブ製剤（四週間に一回投与する場
合に限る。）、メトトレキサート製剤、チ
ルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四
週間を超える間隔で投与する場合を除
く。）、ホスレボドバ・ホスカルビドバ水
和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パビ
ナフスブ アルファ製剤、アバルグルコ
シダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ
製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコブ
ラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、
コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、
オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製
剤、エフガルチギモド アルファ・ボル
ヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ド
ブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製
剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマ
ブ製剤及びミリキズマブ製剤

二 (略)

エロスルファーズ アルファ製剤、ガル
スルファーズ製剤、セベリパーゼ アル
ファ製剤、ベラグルセラール アルファ
製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ
製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレ
ルギー性鼻炎の治療のために使用する場
合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラ
リズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ
ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、
オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、
エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩
製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人
C1-インアクチベーター製剤、フレマ
ネズマブ製剤（四週間に一回投与する場
合に限る。）、メトトレキサート製剤、チ
ルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四
週間に一回投与する場合に限る。）、ホス
レボドバ・ホスカルビドバ水和物配合
剤、ベグバリアーゼ製剤、パビナフスブ
アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ
アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネ
モリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、
ジルコプランナトリウム製剤、コンシズ
マブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラ
リズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エ
フガルチギモド アルファ・ボルヒアル
ロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミ
ン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノ
ルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製
剤及びミリキズマブ製剤

二 (略)

○農林水産省告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。

令和六年九月二十五日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 保安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木白木字
山口六八二、六八三、七〇一、七〇四の二・七
〇五の一（以上二筆について次の図に示す部分
に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ
る。

字山口六八二・六八三・七〇一（以上三
筆について次の図に示す部分に限る。）、七
〇四の二、七〇五の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。

保医発 0925 第 3 号
令和 6 年 9 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部改正等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が令和6年厚生労働省告示第303号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、掲示事項等告示の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 掲示事項等告示の一部改正について

掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」であるビメキズマブ製剤について、「四週間に一回投与する場合に限る」を「四週間を超える間隔で投与する場合を除く」に改めたものであること。

2 関係通知の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（令和5年4月28日付け保医発0428第3号）の記の3の①中「4週間に1回投与する場合に限ること」を「4週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」(令和5年4月28日付け保医発0428第3号)の記の3

改 正 後	現 行
3 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について ビンゼレックス皮下注 160mg シリンジ及び同皮下注 160mg オートインジェクター ① 本製剤の自己注射は<u>4週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと。</u> ②～③ (略)	3 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について ビンゼレックス皮下注 160mg シリンジ及び同皮下注 160mg オートインジェクター ①本製剤の自己注射は<u>4週間に1回投与する場合に限ること。</u> ②～③ (略)